



平成 26 年 5 月 27 日

各 位

会社名 長野計器株式会社
代表者名 代表取締役社長 依田 恵夫
(コード番号 7715 東証第一部)
問合せ先 取締役上席執行役員
法務部長 涌井 利文
(電話番号 03-3776-5379)

調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 14 日付「平成 26 年 3 月期決算短信の発表の延期に関するお知らせ」において開示しましたとおり、調査委員会（委員長：深澤久仁汎社外監査役）を設置し、当社の貸付金の一部について、その貸付手続および貸付先等の事実関係およびその内容を調査してまいりましたが、本日、同委員会より調査報告書（以下「本報告書」という。）を受領いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本報告書について

本報告書の内容は、添付資料「調査報告書」をご覧ください。

また、本開示におきましては、個人名及び会社名をアルファベットに置き換えたものでありますので、ご了承ください。

なお、本報告書においては、調査の結果、当社の取締役が期中において仮払金の形で法人主要株主に資金提供を行うとともに、各四半期末において当社から代理店を経由し、または当社の子会社から直接の短期融資に振り替えた形にして仮払金の形を解消し、迂回した資金提供を実行していた事実、問題点および法的評価を踏まえての提言などが記載されております。

2. 過年度財務諸表に与える影響および今後のスケジュールについて

平成 26 年 3 月期決算及び過年度財務諸表における決算数値に与える影響はありません。ただし、関連当事者情報の注記及び内部統制報告書は過去に遡って修正を行う予定です。平成 26 年 3 月期決算短信につきましては、平成 26 年 5 月 29 日までに開示する予定です。

3. 当社の今後の取り組みについて

当社は、平成 26 年 4 月末現在にて 237 百万円を資金提供しております。当該資金は、資金提供先が保有する有価証券を売却することに同意していることから、回収することが可能であると判断しております。

また、調査委員会の本報告書において事実関係、問題点および法的評価を踏まえての提言を検討し、必要な改善及び措置を進めていく所存です。なお、当該必要な改善及び措置が確定次第速やかに開示する予定です。

株主及び取引先の皆様をはじめ、関係各位の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申しあげますとともに、信頼回復に努めてまいり所存ですので、何卒引き続きのご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

調査報告書

平成 26 年 5 月 27 日

会社法 397 条 1 項報告に関する調査委員会

目 次

第 1	調査の概要	
1	委員会設置の経緯	P1
2	委員会の構成及び調査期間	P1
3	調査の範囲	P1
4	調査の方法	P2
第 2	調査結果	
1	事実関係	P3
2	発生原因及びその背景	P5
3	問題点	P6
4	類似案件の存在についての調査結果	P7
第 3	本件の評価	
1	法的評価	P8
2	内部統制上の評価	P9
第 4	提言	P11

第1 調査の概要

1. 委員会設置の経緯

5月10日、会計監査法人トーマツ（以下「監査法人」という。）から、会社法第397条第1項に基づく監査役への報告が、田村特定監査役になされた。監査法人からの報告概要は、「財務担当取締役による仮払金と代理店・子会社を利用した法人主要株主への正規の手続きを経ていない貸付金が発覚した。その取引は数年前に始まり、金額が徐々に増えて2014年3月末には2億数千万円に達している。」というもの（以下「本件」という。）である。

この報告を受けて、5月13日、監査役会は、本件の実態解明のため「会社法397条1項報告に関する調査委員会」を社内に設置した。

2. 委員会の構成及び調査期間

委員会の構成メンバーは次のとおりで、調査期間は5月13日から5月末完了を目途とする。

委員長	深澤久仁汎	社外監査役
委員	伊藤 剛	社外監査役
委員	田村 愷	常勤監査役
委員	今井 善治	常勤監査役
委員	田中 徳夫	社外取締役（独立役員）
委員	櫻井 義之	弁護士

3. 調査の範囲

本委員会の調査目的は、以下のとおりである。

①事実関係の調査及び、確認

- (1) 発生原因及びその背景の調査及び、確認
- (2) 問題点の調査
- (3) 類似案件の存在についての調査及び、確認
- (4) 内部統制上の問題点の分析

②分析に基づく対応

4. 調査の方法

本委員会の調査方法は、以下のとおりである。

①本件関係者のヒアリング

- ・ 監査法人担当者
- ・ A取締役上席執行役員経理部長兼経営企画部長
- ・ ㈱J B社長
- ・ ㈱K C経理担当
- ・ ㈱L D社長
- ・ E経理部次長
- ・ F取締役上席執行役員法務部長
- ・ M㈱ G社長
- ・ H監査部次長
- ・ 依田代表取締役社長
- ・ I相談役

②本件に関する会計帳簿、証憑類の調査・閲覧・確認

③本件に関する社内規程、マニュアル等の閲覧・確認

第2 調査結果

1. 事実関係

(1) 本件の発覚

長野計器㈱（以下「NKS」という。）の会計監査人である監査法人は今期決算監査の一環として、4月22日よりIT専門の監査人を入れて、「仕訳入力及び修正」データについて、本社及び上田工場経理の今期分データを検証した。これらのデータの中で、特定の言葉やフレーズを含む摘要があるもの等を検証したところ、金額の大きな仮払が検出された。その摘要欄には「A」の記載があったので、A取締役上席執行役員経理部長兼企画部長（以下「A取締役」という。）に説明を求めたところ、本件が発覚したものである。

(2) 取引概要

本件に係る取引は、NKSから同社の大株主である㈱K（以下「K」という。）に対して、期中はNKSからの仮払の形で資金提供を行うとともに、各四半期末には、その期末における仮払に相当する金額について、NKSから同社の代理店M㈱（以下「M」という。）を経由し、またはNKSの子会社である㈱J（以下「J」という。）及び㈱L（以下「L」という。）から直接Kへの短期融資に振り替えた形にしてNKSにおける仮払の形を解消し、迂回した資金提供を実行していたものである。

NKSグループ・MからKへの融資残高の年度別推移（単位：百万円）

	H22/3期	H23/3期	H24/3期	H25/3期	H26/3期
期末残高	0	92	155	190	192

(注1) 上記期末残高はMからの迂回融資残高を記載している。

(注2) H22/3期は期中の仮払のみであり期末残高はない。

(注3) H26/3期は子会社からの融資額（J 35百万円、L 80百万円）を含めて記載している。

なお、H26/4末現在のKの不足資金237百万円は、全額NKSから仮払の形で資金提供されているが、遅くとも今年度中にはKの保有有価証券売却等により解消される方向にあるとのことである。

(3) 資金提供の実行形態

- ①本件に係る資金提供に関しては、A取締役が、Kの経理担当であるC氏から月の資金繰り表の提出とともに不足資金補充の依頼を受け、同人自身が手続きを行った。
- ②その手続きは、まず、A取締役が自ら支払請求書[支払先「A」、摘要「仮払」、あとは金額のみ、目的の記載なし]を作成して、経理部の部下である次長が決裁のうえ、経理部内の通常ルートで小切手が発行される。次に、A取締役がその小切手をKのC経理担当に手交し、取立てに出す形で、資金化されるというものであった。
- ③正規のルートによれば、支払請求書による資金の払出は、まず総務部の承認を得た後、経理部に回付され、経理部次長の決裁後、支払手続きがなされなければならない。

(4) 期末の資金提供の手配

本件に関する手配は、A取締役がすべて行っている。期末にNKSに仮払金が存在すれば不自然であり監査によって発覚する可能性がある。そのため、仮払金を一旦返還して解消する必要があった。資金提供開始当初は金額も40百万円であったため、最も頼みやすく、また既に貸出もあった代理店であるMに依頼した。Mは、最初の2四半期(H21/12、H22/3)は自己資金でKへの期越えの短期貸付(金銭消費貸借契約)、金利1.475%で貸出を実行したが、その後は、同社のKに対する貸付に相当する金額について、NKSが同社に対し同様の金利で短期貸付を行うことによりKへの貸付を補てんしている。

また、不足資金規模が拡大してきたH25/9末からの四半期においては、Mに加えてJ及びLに対しても短期融資をA取締役自らが要請し実行されている。なお、JとLは手元資金にて、この短期貸出を実行している。

(5) 資金使途の確認

Kへ仮払の形で提供された資金の使途については、Kの預金取引明細表(十二銀行分・H21/3/2～H26/3/31、みずほ銀行分・H22/4/1～H26/4/1)により検証、確認を行ったが、その金額のすべてが期中の必要経費、借入金の利息支払に充当されており、その他特に問題となる不正な支出は認められない。

(6) NKS から K への無利息資金提供による利益供与金額

本件に係る仮払による無利息資金提供のコストを、各四半期毎の仮払金額を積算した金額に短期プライム 1.475% を乗じた形で試算すると、4 年分合計して約 8 百万円となる。

2. 発生原因及びその背景

(1) K の設立経緯と役割

H10 年、K は、NKS の店頭公開の前に、100%子会社が親会社株を保有しているのは好ましくないという理由で、親会社 NKS 株を保有していた従来の「L」（NKS の 100%子会社）を改組し、同社の業務は L として分離・独立（H7/12）させ、NKS の株式を保有する会社を K としたものである。

すなわち、K は NKS の店頭公開に備え、株式を保有する会社として当時の NKS I 社長、N 他グループ幹部を出資者とし、NKS と一体として NKS の資本政策を担ってきた会社と史料される。

K は、事業として「精密機械器具卸売業」を営んでいるため、NKS 元社員の営業担当 1 名を配し、若干の売上、営業利益は上げている。但し、社員は他に経理の C 担当が 1 名いるのみで、実態は株式を保有する会社である。

K は、設立当初から現在に至るまで、NKS の筆頭株主であり、H26,3,31 現在の保有株数は 3,458 千株で、保有比率 16.83% となっている。その収益構造上は、事業としての精密機械器具卸売業による収益はわずかなものであり、NKS を中心とする保有株からの配当収入が収益の主体で、支出も株取得のために借入れた借入金利息が主な支出である。リーマンショック前の H20/3 期までは、NKS の配当が年間 20 円/株超となっており資金収支は黒字であったが、H21/3 期以降は NKS の配当の低下と共に急速に資金収支が悪化してきた。また、K には未回収の売掛金債権金 50 百万円程度（H25/9 末）が存在したため、銀行の K に対する評価も厳しくなり、貸出金利も従来の短期プライムレートの水準から 3% 以上へ引き上げられ、資金収支悪化を加速させている。

K の銀行借入の実質的な窓口は NKS の経理部長である A 取締役が担っていた。H22/3 期の NKS 無配による資金収支悪化に際し、K の C 経理担当から相談を受け、K の I 社長（当時、NKS の社長でもあった）からも善処方の指示を受けた A 取締役は、NKS が復配すれば何とかなるという気持ちで仮払いによる NKS からの繋ぎ資金提供を始めた。現在確認出来る範囲で、H21/6 に金 2 百万円の資金提供が認められる。これが本件の始まりである。

その後、K の資金繰りは益々悪化し、H26/3 末の不足資金は 192 百万円に達している。

(2) Kの収支構造

Kは総資産3,595百万円のうち投資等が3,533百万円（H25/9末）、全資産の98%を投資有価証券が占める会社であり、その投資有価証券の64%（簿価ベース、H26/3末）はNKSの株式で占められている。一方、投資有価証券の取得資金は、八十二銀行及びみずほ銀行からの借入金2,834百万円で調達されており、現行の調達金利年3.3%で計算した年間支払金利80～85百万円支払いのためには、年間10円/株程度のNKSの配当では賄いきれず、長期的に赤字が続くと思料せざるを得ない。

(3) Kの解散価値の評価

現状の収益構造では、赤字が継続し、将来的には債務超過に陥る懸念があるため、保有有価証券を処分し、その資金で借入金を返済、残余資金で本件に係る債務約250百万円を弁済する方向で検討が進められていることが、確認されている。H26/3末の投資有価証券の簿価と時価との差額は、771百万円であり、投資有価証券の時価総額は3,397百万円に対して総借入金残高2,798百万円と資産にゆとりがあると考えられるので、K解散による負債処理は、取りうる選択肢のひとつと思料される。

3. 問題点

(1) 本件の法的問題

本件は、A取締役が、取締役会の承認を得ず、また社内の規程等で定められたルールを無視して仮払という方法で実質的に融資が実行されたものと認定され、同人の責任としては、民事的には会社に対する損害賠償責任が（会社法423条1項）、刑事的には特別背任罪（会社法960条）等が問題として考えられる。

(2) 内部統制上の問題

本件の問題は、約4年間にわたりルール無視の行為が行われ、その間、現状の内部統制監理体制では、違反行為が発見されなかったという事実である。

会社法でも定められた内部統制システム構築義務、金融商品取引法に定められた内部統制リスク監理体制等、法で求められるリスク監理体制については、何れもその体制は整備され、運用も毎年検証され、内部統制報告書は監査法人から適正意見を受けていることが、確認されている。形式的、表面上は内部監理体制に問題が見受けられないにも拘わらず、本件が見過ごされたことが、最大の課題である。

4. 類似案件の存在について

今回の監査法人による「仕訳入力及び修正」データ監査の状況をヒアリングし、併せて類似案件の存在の有無について検証するために、H26/1～3の経理伝票仕訳データから1件百万円以上のものを抽出、勘定科目別に精査、検証した結果、仮払に関連する13件[支払先「A」、摘要「仮払」、あとは金額のみ、目的の記載なし]以外に本件に類似する案件は存在しなかった。

第3 本件の評価

1. 法的評価

(1) A取締役の責任（会社法 423 条 1 項）について

A取締役が、Kの資金不足を解消するため、NKS 社内の規程を無視して、仮払という形で、実質的に融資を行っていた点について同人は、会社法 423 条 1 項により、任務違反の責任を負わざるを得ず、また、NKS が K に仮払している金 192 百万円（H26/3 末現在）及びこれに対する金利分約 8 百万円（H26/3 末現在）について、NKS に対する賠償責任を負うものと考ええる。

また、A取締役については、かかる行為を行なった以上、取締役としての責任を明らかにする必要があると言わざるを得ない。

(2) Kの責任について

Kの責任については、NKS から金 192 百万円にも及ぶ仮払による資金提供を受けており、A取締役の NKS の取締役としての行為に共同の責任があるというべきであり、金 192 百万円及び金利分約 8 百万円について、NKS に支払わなければならないと考えられる。

K については、その保有株式を売却すれば、相当の利益が見込まれ、上記金 192 百万円及び金利分約 8 百万円の金員について支払が可能であり、NKS は会社として早期に回収を図る必要がある。

K が保有する株式を売却して清算し、NKS に対して上記金員を返済するとともに、自らの銀行に対する借入金の全てを弁済するという判断は、会社を消滅させることと引き換えにその責任を果たすという意味で、極めて重いというべきである。なぜなら、K が自らの存在を消滅させてまで、企業としての責任ばかりでなく、その経営者や株主までもが責任を果たそうとする判断だからである。この意味でも上記計画は早期に実行される必要がある。

(3) NKS の他の取締役・監査役の責任について

A取締役が上記行為を行なったことについて、NKS の他の取締役の責任（会社法 362 条 2 項 2 号）が問題となり得る。

今回、A取締役が経理担当取締役として、仮払という形式で K に資金提供を行っていたが、その違反行為については監査法人ですら 4 年以上にもわたり発見できなかったほど極めて巧妙なものであった。しかし、そのことによって他の取締役の監督責任について、まったく考慮する必要がないとはいえないことも、指摘されるべきである。

監査役についても任務違背があれば、会社法 423 条 1 項の責任が問題となり得る。監査役の任務は、取締役が不正な行為をし、若しくはそのおそれがあるときに取締役会に遅滞なく報告することであるが、A取締役が巧妙な方法により K に仮払という形式で資金提供を行なっている事実を発見することは著しく困難であったが、監査役の責任についても、まったく考慮する必要がないとはいえないことは、指摘されるべきである。

(4) 刑事責任について

A取締役は取締役であるため特別背任罪（会社法 960 条 1 項 3 号）の適用が問題になり得る。同罪は目的犯であり、自分の利益を図るか NKS を害する目的が必要である。

A取締役は、自分の利益を図ろうして K に仮払をしたのではなく、また、同人は、NKS からの株式配当が復調すれば、事後処理は可能であると考えていた旨述べていることから同人が、NKS を害する目的を有していて、NKS から K に仮払をしたとも考えにくい。NKS の取締役である A取締役が本件行為に及んだ目的としては、K を維持することが、NKS の支配比率の維持や株価の維持につながるという「本人図利目的」があったとみるのが可能となる。そうすると、A取締役に NKS に対する加害目的はなく、「本人図利目的」のみがあったと推認され、特別背任罪の目的を欠くこととなる可能性がある。

また、NKS の K に対する金 192 百万円と金利分約 8 百万円について K から回収が可能であり、これが回収されるとすれば、被害回復はなされることになり、同人に刑事責任を問うことは難しいものと思われる。

2. 内部統制上の評価

内部統制監理体制が、形式・表面上は適正とされている中で、本件が見過ごされた要因は、本件を検証する過程で明らかになったと思料される次の諸点である。

- (1) 取締役の監督機能、監査役の監査機能が十分に機能しなかったことである。要因は、社内での人事交流が少なく、同一部門の同一ポストに長期間留まる閉塞感の強い組織のため、意思疎通が悪く相互牽制機能が働かなかったこと、また、役員クラスでの特定役員への職責集中（例えば、A取締役は企画・関連会社管理・財務・経理の部長職兼務）が散見され、組織間の牽制も不十分であったことに起因する面が多いと思料される。

- (2) 不十分な内部監査体制も指摘される。社長直轄の監査部は、要員 2 名体制で、金融商品取引法で定めた財務報告に係る内部統制監査で手一杯であり、違法処理、ルール違反等を現場の証憑類から摘発する業務監査はほとんどなされていなかった。
- (3) 監査法人の監査についても、充分であったとは言い切れない。本件発覚の手掛かりとなった、仮払の検証についても、期中監査中での金額が異常に大きい伝票、処理日が変則的なもの等の検証を念入りに実施していれば、早期に発見された可能性が高いと思料される。

第4 提言

本件の事実関係、問題点、法的評価を踏まえて、本委員会は次の提言を行う。

- (1) NKS は、本件により生じている K に提供した金 192 百万円（H26/3 末現在）及びこれに対する金利分約 8 百万円（H26/3 末現在）の早期回収を図ることが不可欠である。なお、NKS に生じている仮払という計上方法は適正ではないので、速やかに是正すべきである。また、A 取締役対しては、自らの取締役としての責任を明らかにするよう求めたい。
- (2) 企画・関係会社管理・財務・経理等の部門の責任者に社内若手管理職及び外部の専門性を有する人材を登用するとともに、特定の役職員に職責・権限が集中することを避け、経営管理機能の強化を図ることが必要である。
- (3) 業務監査部門の拡充のために、少なくとも複数名の要員増を早急に図り、その中には社外から専門性の高い人材を導入することも真摯に検討すべきである。
- (4) NKS グループのコンプライアンス水準を向上させるため、役員の意識向上とともに、グループ全社員に対するコンプライアンス教育の徹底を図るべきである。
- (5) 社員が、上司や他の部署の社員等と情報の共有、意思の疎通を図ることも重要であり、そのため、風通しの良い職場環境構築を目指した人事異動の実施も検討すべきである。

(おわりに)

本調査は、諸日程をはじめとする様々な制約の中で、極めて短時間で本件の事実確認等の作業を進めることとなり、このため、NKS における人事を含む業務執行体制の在り方、コンプライアンスの徹底策等、将来への課題を含むいくつかの項目の検討については、限られたものにならざるを得なかった。

したがって、NKS は、本報告の趣旨を十分に踏まえて、本件のような事態が再び発生することがないように、社内体制の整備等を進めるべきであることを付言する。

以上